

## 所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 非課税とされる駐車場等に係る通勤手当について、その対象となる駐車場等の要件及び一月当たりの駐車場等の料金に相当する金額の細目を定める。（第二条の二関係）
- 2 貸倒引当金制度における個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れ事由の対象となる更生計画認可の決定等に準ずる事由に、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律の規定により権利変更決議の効力が生じたことを加える。（第三十五条関係）
- 3 公益の増進に著しく寄与する法人のうち学校法人の設置する専修学校の範囲について、学校教育法等の改正による専修学校の専門課程の単位制への移行に伴う所要の規定の整備を行う。（第四十条の九関係）
- 4 確定申告書に添付すべき書類等について、次の措置を講ずる。（第四十七条の二関係）
  - （1）寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書に添付等すべき書類について、公益信託の信託財産とするために寄附金を支出した場合の書類の範囲を定める。
  - （2）社会保険料控除（国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金に係るものに限る。）の適用を受ける際に控除に関する証明書の添付等に代えて確定申告書に添付することができる明細書の記載事項を定める。
- 5 給与所得控除の最低控除額等の特例の年末調整に係る調整措置の適用がある場合における給与所得の源泉徴収票の記載事項の細目を定める。（別表第六（一）関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行う。
- 7 この省令は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行する。（附則第一条関係）